

竹原市福祉バス運行ルートの変更について（案）

1 趣旨

福祉バスの運行ルートについては、令和2年4月1日に一部変更を行っているが、この度、デマンド型乗合タクシーの実証運行に伴い、吉名地区、仁賀地区については、運行ルートを一部休止するため、運行経路と運行時間の部分的な見直しを行い、実証運行として、実施することで、高齢者の外出の利便性を図り、福祉バスの利用促進につなげることを目的とする。

実証運行を実施した結果、検証・分析を行うとともに、デマンド型乗合タクシーの実証運行の結果を踏まえ、ルートの見直しの検討を行う。

2 変更内容

- (1) 運行事業者
現在：西条交通株式会社 変更なし
- (2) 運賃（資料1）
変更なし
 - ・65歳以上、40歳以上で介護認定を受けている方、身体障害者手帳等を所有している方
1回乗車につき100円（介助者が同乗する場合、介助者は無料）
 - ・その他の利用者
三角表のとおり（資料2）
- (3) 路線及び時刻表
 - ア 吉名ルート（月曜日）（資料3-1）
吉名地区を休止し、新たに築地・多井新開地区、県営田ノ浦住宅等を追加
 - イ 西野・宮原コース（旧仁賀・西野コース）（金曜日）（資料3-2）
仁賀地区を休止し、新たに宮原・大王地区を追加
 - ウ 全コース（資料3-1～4）
新たな停留所としてエブライを追加

3 実証運行期間

令和3年5月24日から令和4年3月31日まで
（竹原市デマンド型乗合タクシーの実証運行と同様の期間）

【参考】議決の根拠法令

道路運送法第9条第4項、15条及び第15条の2

- ・道路運送法に基づく協議及び議決
（議決が必要な項目）事業計画の変更（運行ルートの変更）、路線の運休（資料4、資料5）
- ・地域公共交通会議の合意後、運行事業者に対し、協議が調っていることの証明書を交付し、運輸局へ各種申請を行う（資料4）。